

平成28年度第3回大和市都市計画審議会 会議要旨

- 1 日 時 平成28年11月22日（火曜日）14時00分～16時10分
- 2 場 所 文化創造拠点シリウス 大和市生涯学習センター601講習室
- 3 出席者 委員 15人
（中林会長、野澤委員、栗山委員、中川委員、松本委員、井上委員、古谷田委員、佐藤委員、山田委員、久保委員（代理出席：向井氏）、石川委員（代理出席：岡田氏）白井委員、大谷委員、小林委員、高橋委員）
事務局 11人
（街づくり計画部長、他担当5人 関連課5人）
- 4 傍聴人数 2人
- 5 議 題 （1）大和都市計画 生産緑地地区の変更について（諮問）
（2）大和市立地適正化計画（案）について（中間報告）
- 6 会議録 別紙のとおり
- 7 会議資料
（議題説明用）
（1）大和都市計画 生産緑地地区の変更について（諮問）
・・・【資料1-1】【資料1-2】
（2）大和市立地適正化計画（案）について（中間報告）
・・・【資料2-1】【資料2-2】【資料2-3】【資料2-4】【資料2-5】

<議題>

- (1) 大和都市計画 生産緑地地区の変更について（諮問）
- (2) 大和市立地適正化計画（案）について（中間報告）

<結果>

- (1) 大和都市計画 生産緑地地区の変更について、審議の結果、諮問案のとおり答申する。
- (2) 大和市立地適正化計画（案）について、中間報告を行った。

<審議経過等>

- (1) 大和都市計画 生産緑地地区の変更について（諮問）
- (2) 大和市立地適正化計画（案）について（中間報告）

～議題（1）について、事務局の説明～

（会長）

ただいまの説明について、ご質問ご意見をお願いします。

（委員）

要望としてお願いしたい。

大和市の生産緑地の所有者は、220名ぐらいと聞いている。今回の案件のように、高齢化により後継者がおらず、宅地化されることは避けられないと思う。2022年（平成34年）問題もあるが、買取りあっせんだけではこの種の問題は食い止めることができないので、出口部分で少し選択肢を増やすことが必要かと思う。

今、市民農園として市が借り上げて、市民の方に利用していただく特定農地貸付法や、市民農園整備促進法などもあり、かなり利用しやすくなっていることから、いくつかの選択肢が用意されて、上手くアプローチができるようにしていただけたらということである。

（会長）

実際に、生産緑地に指定されていて市民農園に利用されているところもあると思う。今のご要望に何かご意見はございますか。

（事務局）

買取り申し出が出された場合、買取りの基準に基づいて判断している。

買取り基準としては、すでに都市計画施設に位置付けられているもの、公園等の公共施設予定地として位置付けられているものに限定している。

市が、市営の市民農園として買い取るとなると予算面でなかなか難しい。

また、指定から30年経過した場合は、いつでも買取り申し出ができるわけだが、すべての生産緑地の買取り申し出が一斉に出され、行為制限解除になるとは考えられない。

しかしながら、少なからず今まで以上に買取り申し出が出されてくることは、今後の問題として認識している。

そもそも、生産緑地を市民農園として市が借り受け、市民が利用した場合、主たる従事者が耕作していたとは認められず、将来買取り申し出ができない。現在は、行為制限解除された後、市民農園を市が借りあげ、固定資産税及び都市計画税相当分を負担することで、農業を継続していただいている事例もある。

今後、都市農業の振興としては、行為制限解除後の市街化区域の一般農地に対する税制面でのサポートも含め、様々な施策を検討していくことになるかと思う。そのため、国・県との調整をしながら、市としての具体的な運用について考えていく。

（会長）

営農できなくなった生産緑地をどう活用していくのかということ、また、営農者が亡くなられたことにより、相続税の支払いのため農地を手放さざるをえないという問題もある。

今回の案件は、資料【1-2】の2ページを見ると、接道がない土地なので、このままでは宅地

開発ができない。行為制限解除されても、実際に土地利用が図れない状況にある。このエリアはこのような状況にある農地がたくさんあるということも含めると、このままでいくと草だらけになり害虫の被害などの問題もあるので、隣接地の農地にとっても一般農地として耕作していただくことが営農環境という意味でも大事なのではないかと思う。

今、ご意見があったことを踏まえて、農業用の土地利用をいかに継続していくかということを考えていく必要がある。「健康創造都市やまと」としては、市民が畑で働き、自分で無農薬の作物を育て食すことで健康につながるということから考えると、都市計画や都市整備だけでできるということではないが、農業をいかに守るかということが大事だというご意見でもあったかと思う。

生産緑地が廃止されるたびに、なんとか緑地として残す方法はないのかということがよく議論されるが、都市計画マスタープランの中にも緑地を保全すべき地区が示されており、そのような観点からも、緑地機能として重要な役割を担っている生産緑地を、今後どのように活用していくのかということをご検討いただきたい。

(委員)

【資料1-1】の青い箇所が今回廃止される場所だということだが、現在生産緑地に指定されているところは、指定から30年経過した2022年にはすべて解除されるのか。

なにもしなければ、どんどん減っていきまじ宅地化されていくことが懸念されるが、このあたりのまとまった農地について、どういった土地利用をしていくか、その辺の見通しについて教えていただきたい。

(事務局)

都市農地の土地利用については、国の動向を見ながら市も考えていくことになる。2022年問題で、生産緑地について一斉に買取り申し出がされるかということ、所有者の意向にもよるが、終身営農が条件である相続税の納税猶予を受けている所有者もおり、その方についてはすぐ買取り申し出ができない。そのような状況の確認については農政サイドで把握に努めている。

(委員)

生産緑地を持っている所有者に意向調査などをする予定はないか。

(事務局)

そのような調査は過去にとっており、その中ですべての方が2022年にすぐ買取り申し出をする予定ではないことは確認しているが、市の政策として今後どうしていくのかということについては検討している段階である。

(委員)

後継者がいないということで、生産緑地が廃止されていくことになっているのが現状であるが、昨年都市農業振興基本法が制定され、都市農地のあり方というものを国が示している。その中で災害時に避難場所として活用したり、仮設住宅が建てられたり、そこにハウスがあれば一晩二晩過ごせるといった防災面での活用や、災害が長引いたときの食料の供給など、都市型農業ならではの活用もできる。また、市民農園などとして借り受けていけば、避難場所として活用することも考えられる。

大和市では、防災協力農地制度を実施しているが、その辺の整合性についての話し合いはされているのか。

(事務局)

大和市では、農地の災害時における活用については、避難空間や普及用資材置き場等として利用可能な農地を事前に登録する大和市防災協力農地制度を、平成27年10月1日から実施している。

生産緑地についても、1件登録されている方もいる。

制度の趣旨に賛同いただける農地の所有者の協力により実施しているもので、市ではそのような取り組みも行っているという状況である。

(事務局)

生産緑地については、まず1点目として、生産緑地法の趣旨からも、災害時の貴重なオープンス

ペースとしての位置づけという観点もある。実際、災害が起きた場合、すでにその役割が担保されている生産緑地については、今後、防災協力農地以外の場所でも何らかの形で活用がされていくことになろうかと思う。

2点目として、2022年問題として指定から30年経過した場合必ず解除しなければいけないということではなく、所有者が買取り申し出をするか農業を継続するか選択されればよいわけで、農業を継続できる方についてはできる限り継続していただきたい。

税制面や、今回の案件のように接道がない場合、すぐに宅地化できるわけではないので、その辺を鑑みると、買取り申し出する方ばかりではないと思われる。しかしながら、委員のみなさんのご心配のとおり、今よりは多くの買取り申し出がでてくるとは予想しているので、いろいろな施策を展開しながら進めていきたいと考えている。今後ご意見をいただきながら検討していきたい。

(委員)

要望として、大和市は神奈川県下で2番目の人口密集地であることから、災害時の避難場所の確保という意味でも、近くに避難所がないところにお住まいの方や高齢者等が避難する場所として、市街化農地が有効活用されるような計画を是非たてていただきたい。

(委員)

次の議題である立地適正化計画にも関係してくると思うが、市民農園の設置状況を見てみると、北部には足りていないが、南部では充足されているようで、大和市内でかなりばらつきがある。そういう意味では、ある程度この地域をどのようにしていくかという指針を持って、誘導していかないと望ましい都市計画にはなっていないのではないかなと思う。

以前他市に視察に行った際、遊休農地を利用して給食に使う農作物を作っている所があったが、そういった施策も含めて、農地の土地利用を誘導していくことも必要であると思う。

(事務局)

市民農園については、市内に現在18ヶ所ある。

担当部局である農政課では、「市民農園設置事業実施要綱」に基づいて事業展開しており、緑地保全の観点と市民ニーズを踏まえ配置しているが、具体的にこの地域に何ヶ所配置するという計画をたてているわけではない。市民農園として検討する場合は、近隣の利用応募状況や既存農園との距離等を考慮しながら、不足している地域については農地所有者との話し合いにより補充を検討していくとのことである。また、市民農園として利用している生産緑地は、現在市内に2ヶ所ある。

(事務局)

市民農園として利用されている2ヶ所の生産緑地は、いずれも平成4年に生産緑地に指定される前から市民農園として貸借していたもののみであり、現行の生産緑地法が施行後に新たに開設されたものはない。

生産緑地を市に貸付け市民農園とした場合、買取り申し出の要件である主たる従事者が死亡した時、農業者自らが耕作しているとは認められず、主たる従事者証明が発行できないことから、買取り申し出ができないというリスクがある。2ヶ所の生産緑地の所有者にはこのリスクについて十分説明、ご理解いただいたうえで、貸借の更新を行っている。

(会長)

具体的な実情はわからないが、つきみ野で、生産緑地であったところが3分の2は宅地化され、残りの3分の1は分割して、現在は市民農園として利用されているが。

(事務局)

つきみ野六丁目の市民農園のことでよろしいか。

(会長)

そうである。

(事務局)

その場所については、主たる従事者が亡くなったことにより、平成26年に行為制限解除され、

市街化一般農地となった後市が借り受けて、現在は市民農園として利用していただいている。

(会長)

市が借り上げているということか。

(事務局)

特定農地貸付法による貸付で、賃貸借契約により、固定資産税、都市計画税相当分をお支払いしているものである。

(会長)

ということは、市がそういう方針を持てばやれるということか。

農地をいかに守るか、その目的に達するということでは、生産緑地が解除されて一般農地になっても、市民農園として活用できるということか。

(事務局)

そのとおりである。

(会長)

何人かの委員のご意見は、大和市が農地をしっかりとした方針をもって活用していく必要があるということだと思う。それぞれ場所ごとに、市民農園や学校の食育農園にして子ども達に芋掘りをさせたりして活用していく。また、市街化調整区域であれば減反政策等の対象となった水田地域だったところを、何とか畑にして活用していこうという考えの中で、スーパーに出すには不揃いで売れない農作物であっても、学校給食の食材として活用していくことで、そのままでは荒れていってしまう農地を活用することもできる。食育の一環として地産地消を実現するためには、農業者と協定を結ぶことも必要かと思われる。

自治体によっては、農地を公園にして、農業公園として利用しているところもある。学校教育の一環として子ども達に、水田に稲を植えることはこういうことなのだとすることを体験させることもできるなど、今後、色々な活用方策が考えられると思う。

市街化区域と市街化調整区域で、それぞれどういう農地利用をしていくのか。また、市街化調整区域の遊休農地をどう利用するのかとあわせて考えていく必要がある。

大和市で言えば、ふるさと軸でどのような活用をしていくのかという中で、「農」を今後どう生かすかということが重要な柱になってくるのではないか。

毎年、年1回、生産緑地の廃止案件がでてくるが、通常はすぐに行為制限解除となり、宅地化されてしまう。今回の場合は、接道がないためすぐには宅地化されていないが、このままだとあっとい間に草っ原になってしまう。そこをなるべく緑地のひとつである農地として保全していくために、大和市がしっかりとした方針をもって、計画的な誘導をしていく。それが大和市の将来に繋がっていくのではないかと思う。

ただ、これは都市計画だけでできることではなく、農業政策として、また、食育の問題であれば教育委員会との整合をとるなど、市として総合的な取組みになっていないと有効活用はできない。

今回、貴重なご意見がたくさん出たので、今後に生かしていただければと思う。

(事務局)

今回いただいたご意見については、農政部局に報告して今後の協議、検討等に生かして行きたい。

(会長)

ほかにご質問ご意見はないか。なければ質疑を終了する。それでは諮問案どおり答申してよいか挙手をお願いする。

(委員全員挙手)

(会長)

出席委員全員が賛成なので、本案件については諮問案のとおり答申させていただく。

なお、答申の方法については会長に一任とさせていただきたい。

～議題（２）について、事務局の説明～

（会長）

ただいまの説明について、ご質問ご意見をお願いします。

（委員）

【資料２－１】、５ページ、第５章、居住誘導区域《本市における居住誘導区域設定の基本的考え方》②－１において、各バス停運行本数１日３０本とあるのは、実際１時間あたりの本数にするとのくらいになるのか。

（事務局）

１時間あたり２本以上である。

（委員）

１時間２本では実際利便性はない。私自身大和市の審議委員として何度も通っている中で、例えば小田急線が中央林間駅から大和駅方面に向かうときに、急行本数は多いが普通電車が突然すごく少なくなる。バスについても停留所やルートはあるが、１時間に１本のところもある。大和市はインフラ的には目的を達しているところがいっぱいあるが、内容をハイレベルなものにして記述していく方がよいと思う。

この文化創造拠点はすばらしいものができたが、大和駅からこの施設までのアプローチについて申し上げたいことがある。十数メートルの幅のプロムナードからこの施設まで来るときに、途中に大和東の交差点があるが、突然柵で囲われて、駅から来ると左端の数メートルの横断歩道しかない。これはとても安易的で、幅広いプロムナードの機能、構造がありながらハイレベルになっていない。これは、都市計画のビジョンだと思うが、マスタープランを作成しているときにしっかりイメージをしておかなくてはいけないのではないかな。

私は、このようなことにならないように、以前も望ましい方向性とそれを実行するようお願いしてきたが、関係機関の協力も必要である。警察の方も委員としておられるので、なぜこのような形態になったのかお聞きできればと思う。

（委員）

その件は個別協議になっている。

（委員）

歩いてきて変だとは思わないか。私が最初からこうなるだろうと指摘したとおりにになっている。

（委員）

交通協議についても個別協議になっている。

（委員）

個別協議の以前に、ビジョンを共有するために私も発言している。個別協議に私がいるわけではない。委員としてプロムナードの作り方がこのようになるのは惜しい。このようなことが生じないように、将来を見通し、しっかり計画に記載していくのも必要ではないか。そして、ビジョンを共有していかななくてはいけないと思う。

私が言いたかったのは、施設整備はよいが、ハイレベルな内容にしていくことが重要である。せっかく充実した線路や道路がある。バスも走っている。歩行者空間があるのに、内実はプランで書かれていないことを理由に個別協議で忘れ去られていくようなことがないようにしてほしいという意見である。

（事務局）

バス停１日３０本以上というのは、利便性が感じられるかは難しいところだが、国土交通省の示す都市構造の強化に関するハンドブックというマニュアルがあり、公共交通が確保されているというカバー率を算出するときに１日３０本以上となっており、その考えを準用している

(会長)

全国一律か。

(事務局)

考え方の目安としては全国一律である。

(委員)

全国一律というのは、全国いろいろな自治体があるなかで標準化して設定しているものである。大和市がそのまま丸のみをしていいのかという問題である。住む人の若返り、高齢化を鈍化するなら、それよりハイスペックな目標を設定するのが当たり前である。国が標準的なものとして示した指針をそのまま使うことを大和市が行ったら恥ずかしいと思う。

(委員)

【資料2-1】、6ページ、基本方針①の評価指標②に、市街化区域内における公共交通徒歩圏カバー率があるが、平成28年度はカバー率92パーセントだが、コミュニティバスの空白地域があるなか、平成47年に92パーセントというのはいかかなものか。残り8パーセントの人はそのままよいということなのか。

(事務局)

バスの利用については1日30本以上で充分という認識はしていない。取り組みとしては、さらにコミュニティバスを各地域に運行させるなど、公共交通の利便性については今後も取り組んでいく。

公共交通のカバー率については、居住誘導区域の設定の指標として使用したと理解してほしい。今後もバスの利用促進は行っていく。一つの指標として分析したと理解してほしい。カバー率もこれで充分ではなく今後少子高齢化が進む中で、人口が減って高齢者が外出できなくなり施設の活用がなされず、維持ができなくなることが心配されるので、この利便性の維持を目標として掲げているということである。

(委員)

都市計画マスタープランのやまと軸に位置していない駅に、つきみ野駅、相模大塚駅がある。つきみ野は高齢化も進み、坂も多い。相模大塚も坂が多い。今の現状より、コミュニティバスの本数を増やす計画はあるのか。

(事務局)

現在、具体的な計画があるわけではない。コミュニティバスには様々な意見がある。やまとんGOの運行実績、意見などを踏まえ、必要に応じて検討していこうと思っている。

(委員)

大変綺麗にできている計画であると思うが、3点お聞きしたい。

1点目は、大和市が立地適正化計画を作る意義を教えてください。都市でもなく田舎でもない例えば関東では茨城、栃木、群馬など市街化区域が拡大してスプロール化を起し、行政サービスの効率が悪い地域を絞めようという制度イメージがあり計画ができている。1992年に都市計画マスタープランができて脚光を浴びたが、行政の自己満足的な計画になっている。財源もなく実施計画の担保もない。拡大型のマスタープランを縮小型のマスタープランに変えようというものである。第二の線引きと言われている。そういう中、高密度化した大和市が立地適正化計画を策定する狙い、志、特色は何か。

2点目は、計画とはいえ方針レベルだと行政も認めているが、具体的な施策のぶら下がり方が重要である。公共施設を駅の周りに持つていくのはわかるが、民間資金をいかに駅周辺に持つていく戦略に成否がかかってくる。民間の計画を乗せていく戦略はどう考えているのか。

3点目は、商業の立地の考え方で、日常のスーパーは歩いて行ける所へ配置する。大規模スーパー、ホームセンターなど週に一回買い物で行くような施設は拡散させるのか、駅の近くにもつてくるのか。大規模商業施設をこれから大和市はどういう方針で対峙していくのか。だめなら、特別用途地域を定め条例で規制する方法もあるが。

(委員)

3点目に関連するが、【資料2-1】、3ページの下段の誘導施設の「必要とされる都市機能の整理」の表のなかの拠点集約型の商業機能、金融機能の欄は「—」になっており具体的な記述はない。大和駅は中心拠点だが、大型商業施設が解体され、商業基盤が落ち込んでいる。大和駅周辺の商業施設をどうやって現状維持、発展していくのかは重要な問題である。小規模商業施設だけを検討するということなのか。大和駅周辺は変化も激しく、維持も難しい地域でもある。車利用の集客の検討も必要だと思う。

(委員)

コミュニティバスに対する市民目線からの要望を述べたい。私は、よく大和駅に行く神奈川中央交通の市立病院・市役所経由のバスを利用しているが、いつも混んでいてなかなか来ない。そこでやまとんGOが大和駅行と書いてあったので乗ったら、大和東小経由で30分以上かかった。その間バスの中は混雑していた。女性が乗ろうとしたが満杯だった。運転手が「次のバスに乗ってください。」と言ったら、その女性は、「次のバスがなかなかこないからこのバスに乗りたい。」ということで、席がない状態でバス内の壁のスペースに乗った。コミュニティバスも非常に利便性があり、本数もあるが、地域差というところで不便を感じていることがあると実感した。駅周辺で施設が充実するのはよいが、駅から遠い方にとっては不便を感じているので、地域の人はどう利用をしているか、利用者数と地域別にどうなっているかなど市民に見える形で示してほしい。

また、やまとんGOは、コミュニティバスは大和駅にすぐに行くものだと勘違いした。コミュニティバスの、より分かりやすい提示をしてほしい。

(会長)

利便性の話しを先にさせていただいて、委員の三つの質問に答えてもらい、商業を含めてどうコンパクト化を目指すのかを議論したい。全体としてはコミュニティバスのバス停から300mで円を描いていて、駅から遠い人はバスに乗って駅まで来てもらい、駅周辺の拠点性を高めるということだと思う。

駅がたくさんあるが、大和市は高齢化で大変だという委員のご意見もあった。

私は、【資料2-1】、5ページ、《本市における居住誘導区域設定の基本的な考え方》の中で「運行本数30本/日以上」のバス停及びコミュニティバスのバス停」という記述があるが、30本/日以上というのは、バス停及びコミュニティバスのバス停の両方にかかっているのか。コミュニティバスはそんなに多く走っていない感覚もある。

(事務局)

会長からお話があった件は、コミュニティバスが1日30本以上走っているものではない、別々に考えてほしい。交通の取り組みについては大和市総合交通施策を作成しており、それに基づき行っているものと、今後行っていくものがある。コミュニティバスはいろいろな要望がある。やまとんGOも丸1年が過ぎたところで改善点があれば今後の計画に活かしていきたい。

大和市は利便性が高い。少子高齢化で若者世代が少なくなるので、拠点性の強化を図り、人口維持につなげたい。人口維持については人口ビジョンで定めている。それを確保されれば、街づくりも積極的に民間の投資も呼び込めて、商業等も維持できるのではないかと考えている。

どのように具体的な取り組みを行うかについては、これから関係部署と協議を行うところである。例えば、保育所の整備については担当部署と、補助金の確保も含めて検討している。高齢者の施設をどうするのかなどの問題も関係部署との協議では出ている。今後、資料編という形で具体的な内容が決まればご提示していきたい。

市の立地適正化計画の意義は、都市計画マスタープランはイメージ的なところもあるが、街づくりの方針を示しており、アクションプラン、都市計画マスタープランの高度化版と言われている。市の最大の狙いは拠点性の強化である。具体的には公共施設の整備である。市の施設整備の際、国庫補助金を受けられるのはメリットである。

大型スーパーの考え方は難しいが、駅周辺に例えば大きなスーパーがあれば周囲の商業が衰退する心配もある。人口を維持することによって、商業施設も配置されると考えている。大型商業施設の配置についても、市場原理にゆだねる考えである。

先日、開催されたつきみ野まちづくり座談会でも駅前に東急ストアがなくなったという話があった。そのとき東急電鉄も同席しており、真摯に受け止めていた。日常の食品、スーパー等について居住誘導区域にバランスよく設置していくよう鉄道事業者と協議して進めていきたい。

(事務局)

公共交通について少し説明を補足させていただく。

【資料2-4】、14ページ、2-2公共交通(1)のところで「一方で、人口減少が見込まれる地域では、民間路線バスの路線縮小など公共交通サービス水準の低下が懸念されます。」という記述がある。人口減少または高齢化とともに人が街に出なくなると民間バスが撤退する可能性があるため、92パーセントを維持していきたい。

15ページの一行目には、「しかしながら、アンケート調査では、依然として、コミュニティバスの運行を増やしてほしい、と言った意見も見られることに加え、65歳以上人口の増加や本計画による子育て世代の積極的な呼び込みなどにより、更なる公共交通の需要の高まりが予測されます。」とまとめさせていただいている。

まとめとして、15ページの現状と課題から見た都市づくりの方向性のところで「地域間人口バランスの下支えとなっている、現状の公共交通利便性の高い環境を将来にわたり維持していきます。高齢者の増加や子育て世代の定住促進・呼び込みに対応するため、バス利用環境など公共交通の更なる充実を図ります。」と記載させていただいている。

5年に一度程度、コミュニティバスのルートや本数、バス会社の撤退したルートをどうするのかなど検討を行っている。バスについては、今後も大和市は力を入れていく。

やまとんGOは、交通不便地域を走っている。そのため駅まで行くには30~40分かかってしまう。平成26年後半から運行を始めたが、コミュニティバスの走っていない空白地域の方からも要望がかなり来ている。本数、運行、予算の問題などいろいろあるなか、公共交通会議を開きながら、新たなバスの検討、現在運行しているバスの維持も考えていきたい。

(委員)

ぜひ、がんばっていただきたい。具体的な施策イメージを作ることをお勧めする。拠点性の強化が立地適正化計画の最大の狙いということなので、しっかり施策を打たないと都市拠点が生活拠点になってしまうというぐらいの気迫で、そのため何をしなければならないかということを行政としてよく議論をした方がよい。

(委員)

立地適正化計画への提案を行いたい。市の適正化計画に書いている骨子は、「利便性の高いコンパクトな都市構造が既に出来ていて、これを維持するためには人口、及び人口密度の確保が大切である。その中で人口バランスが近々の課題であり、子育て世代を呼び込むとのことで世代間人口バランスを維持していく。そのためには、具体的に駅に子育て施設を充実させ、PRを行い子育て世代を他市から呼び込む。」というものだと思う。

ただし、他市から子育て世代を呼び込むのに、子育て施設の拠点整備だけで呼び込めるのかは疑問である。

子育て世代を呼び込む一番の施策は、雇用の確保、雇用の受け皿を作ることであり、もっと言うと企業誘致を促進することだと思う。その方が食住接近となり子育て世代を呼び込む効果が早い。

神奈川県は、都市マスタープラン地域別計画を作成している。県のホームページに、県央地域別都市づくり基本方針が出ていて、その中に『県央地域は、さがみ縦貫道路等が整備され、全国との交流・連携の窓口となる「北のゲート」の形成に向けてリニア中央新幹線駅が設置されることにより、交通利便性が向上し、産業ポテンシャルがさらに高まる。さがみ縦貫道路などのインターチェンジ周辺においては産業用地を創出し、産業施策と連携しながら、企業立地を促進することが必要である。』と書いてあった。このことを踏まえると、立地適正化計画には企業誘致に言及して安心はしたが、もっと企業誘致を考えた方がよい。都市経営ということから見ると、大和市は、法人税、市民税の割合をみると法人税が12.5%である。他市がだいたい14~15%であるのに比べて低い。そういう意味からも、企業誘致を進めたらどうかと思う。

もうひとつの提案は、外国人を積極的に受け入れるということである。国も外国人の誘致を積極的に行っているようで、厚生労働省のホームページには、外国人留学生の就職支援を強化することをうたっている。大和市は東南アジアに関連する施設もあり、大和市は外国人受け入れにはなじみやすい。その辺も視野に置くと、強力な世代間人口バランスの是正につながるのではないかと思う。

(委員)

【資料2-4】、大和市立地適正化計画(案)2ページの立地適正化計画の基本方針②の中に、「子育てしやすくなるまち・子育てしたくなるまちであることをPRし」とあるが、これから行う

ことに対して施策の中にPRということはおかしいのではないか。

次に質問だが、同じく【資料2-4】、37ページの誘導施設を見ると子育て施設を新たに誘導・整備していくということで、子育て施設が各地域で出来るのはよいことだが、これを何年でやるのか。これが終わったときに待機児童はどのくらい解消されるのか。0パーセントになるのかを聞きたい。

(委員)

先ほどの回答についての感想を述べる。利用者の中には、コミュニティバスはとても便利であるという意見がある。高校生、子育てのお母さんも利用されていて、やまとんGOが便利なのだと言っていた。これからも市民の声を聞いてほしい。また、女性の割合が非常に多いと思ったので、女性目線からの意見も大切にしてほしい。

(委員)

資料2-4の大和市立地適正化計画(案)12ページ「人口増減傾向」の図を見ると、南部の西側にひとつだけオレンジ色(人口増減250人以上増)のところがあがる。南部では特別に他と色が違う。都市計画図で見ると、厚木基地の一部にかかっているところなので、ここがどのような理由でオレンジ色になっているのか知りたい。

(委員)

この計画自体は、国が進めている施策である。その中で、人口がそれほど減らず、かつ人口集中度が全国でも高いところで計画を作るとしたらどうなるのかということで、大和市のようなところで計画を作成すること自体に私は意義があるのだと思っている。この計画に対して各委員から意見が出たが、疑問が出ることも意義だと思う、そのため、いろいろな議論していただければと思う。

また、資料の作り方としてごまかされてしまうことがある。例えば【資料2-4】、P17に〈医療施設徒歩圏(800m)〉や〈福祉施設徒歩圏(800m)〉の図があるが、国の基準に基づいて行くと大和市は利便性が高いことを示していると思うが、800メートルは、みなさん歩いたらどのくらいかかるかご存知か。15分はかかる。実際歩けるのは600メートル程度、10分ぐらいである。600mにした場合、果たして大和市内全域が網羅されるのか。5年間後の見直しの際、机上で書いた絵ではない実態に合わせたもう少し質の高いものに変えていく検討を、今後は期待したい。

(委員)

この計画に基づいて、駅チカ保育施設を作っていられるのだと思うが、例えばつきみ野駅を利用している在住者が、中央林間駅まで歩くのはかなり遠い。仕事に行くために中央林間まで預けに行くのは不便である。そのためには、つきみ野駅、相模大塚駅にも駅チカ保育施設は必要である。

また、高齢者の交流場所が拠点集約型になっているが、もっと身近な駅での居場所的な考え方ならば地域包括的に分散型になる。高齢者や子育て世帯も含めた身近な居場所的な交流施設は分散型に入れてほしい。

(委員)

皆さんの意見を聞いていく中で、大和市をどういうまちにしていくのか示していくことが必要であると改めて思った。大抵のものは市内で身近に手に入る状況の中で、大きな工場が必要なのか。雇用を生み出していく方向性が大和市に合っているのか。大型ショッピングセンターなど月に1回買い物に行く商業施設が市内に必要なのか。近隣市の商業施設を利用してもよいのではないかなどの考え方も、大和市の街づくりにはあるのではないかと。私は、基地が一番問題だと思っているが、歩いていける地形になっている大和市を、暮らしやすい、魅力的なまちにしていく大きな方向性を、さらにみなさんと議論していきたいし、提案もしていきたい。

(会長)

いろいろ意見が出たが、私は1点追加させていただきたい。この【資料2-1】、6ページの人口のバランスの問題である。北部地域と南部地域では、だいぶ状況が違うが、6ページ下にある評価指標④のところでは北部地域と南部地域で、現状では65歳未満の割合がずいぶん違っていて、北部地域には若い人が多く、南部地域には若い人が少ないが、平成47年の目標は同じ数字になっている。市全体でこの数字であると言っているのだろうが、将来、北部・中部・南部地域を同じにす

る戦略が、全然見えない。北部地域の若者が南部地域に行けということを言っているわけではないと思う。ふつうこの計画を考えると、例えば、北部地区は現状では78.9%であるが、平成47年にはどのくらいになるのかというのがあって、それならば若者を入れようとかいう発想になるのだと思う。目標値は、北部、中部、南部地域で違っていても当然ではないか。結果として、人口そのものに鈴をつけることはできないが、施設配置とか様々なことを行った結果として、どういう人口構成の地域を作り出すかにかかってくる。都市機能を集積する拠点整備は、生活サービス系を配置することになっているが、その結果として、南部地域に若者を入れるというのは、もっとちがう戦略、重きを置く戦略があるように思う。戦略があれば教えてほしい。

(事務局)

各委員から様々な意見をいただいた。今回は中間報告ということで、今この場で回答するのは時間がかかるので、後日各委員の皆様にご文書等で市の考えをお答えしたいと思う。その中で取り入れるものは取り入れて、計画をさらによくしていく。ご理解の程、よろしくお願ひしたい。

(会長)

スケジュールでいくと、次回の都市計画審議会が最後になる。そこで中身が大きく変わることはありえない。個別にではなく共有することが大切なので、書面なら全員に配って欲しい。最終的な諮問までの間に都市計画審議会を開くのが無理なら、そういうやり取りをできるようにしていただきたい。

(委員)

最終的な内容に具体的な施設がどこまで取りこまれるかはわからないが、例えば【資料2-4】、59ページにもあるように、地域間、世代間の人口バランス維持が大きなねらいだという話があったが、南部地域で子育て世代の呼び込みはどういう施策で行うのか、この後、計画の中に書かれるのか。このままで計画に書かないで終わりなのか。

(事務局)

もう少し施策が見える形にしてほしいという意見だと思うので、どこまで出せるかはわからないが、今回の意見の回答の中で表現させていただきたい。

(会長)

スケジュールを見ると1月に入ってから、パブリックコメントと市民説明会が北部、中部、南部地域で開かれる。パブリックコメントは市民の意見を取り入れ反映される機会なので、その場でも意見を出していただければよいと思う。パブリックコメントはホームページで行うのか。

(事務局)

ホームページで見られる。

(会長)

都市計画審議会としてはいろいろ意見が出たが、それらの対応を書面で行うことになったので、よろしくお願ひしたい。議題(2)については、以上としてよいか。

(各委員)

了承。

～傍聴人退出～

(会長)

「その他」として事務局から何かあるか。

～事務局の説明(次回の都市計画審議会の開催日程の報告)～

(会長)

了解した。本日の予定は以上となる。以上で本日の審議は終了とする。 ～以上～